

聖籠町と日本郵便株式会社聖籠町内郵便局との 包括連携に関する協定書

聖籠町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社聖籠町内郵便局（以下「乙」という。）は、包括連携に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用連携して、住民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安全・安心な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、通常業務を遂行する範囲内で、第2条第1項に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。ただし、同項に掲げる事項を遂行した場合又は遂行することができなかった場合であっても、与えた損害等に対して責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2022年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他）

第8条 本協定の締結をもって、甲乙間で平成29年3月10日に締結の「聖籠町における協力に関する協定書」及び「災害発生時における聖籠町と聖籠町内郵便局等の協力に関する協定書」は効力を失うものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2021年10月4日

甲 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1653 番地 4

聖籠町長

西脇道夫

乙 聖籠町内郵便局代表
新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1666-3
日本郵便株式会社
聖籠郵便局長

内山恵一